

憲法・補足資料

このたび、憲法の司法審査の範囲（地方議会議員の出席停止）に関して、基本テキスト出版後、あらたな判例が出ましたので、ここに補足資料として判例の要点を掲載いたします。

《基本テキスト P. 134》

判例を読む 村会議員出席停止事件（最大判昭 35. 10. 19）を以下に差し替え

村会議員出席停止事件（最大判昭35. 10. 19） 重要度 A

◆事案の概要

地方議会が行った議員を出席停止とする懲罰の無効を求めた事件。

◆争点 除名処分に対して司法審査できるか。

⇒判旨

「地方議会の議員の除名処分は、司法審査の対象となるが、それは除名処分が議員の身分の喪失に関する重大事項で、単なる内部規律の問題に止まらないからであって、議員の出席停止の如く議員の権利行使の一次的制限に過ぎないものとは自ずから趣を異にしている。」

市議会議員出席停止事件（最大判令2. 11. 25） 重要度 A

◆事案の概要

Xが市議会の議会運営委員会でした発言に対して、Xに23日間の出席停止処分がなされ、それに伴う議員報酬の減額がなされた。これに対し、Xが、当該出席停止処分と議員報酬の支払いを求めて争った事件。

◆争点 1 地方議会議員の出席停止の取消しは法令の適用で終局的に解決できるか。

⇒判旨

「出席停止の懲罰を科された議員がその取消しを求める訴えは、法令の規定に基づく処分の取消しを求めるものであって、その性質上、法令の適用によって終局的に解決し得る」

◆争点 2 地方議会議員に対する懲罰は自律的な権能の一内容を構成するか。

⇒判旨

「議会の運営に関する事項については、議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保すべく、その性質上、議会の自律的な権能が尊重されるべきであるところ、議員に対する懲罰は、会議体としての議会内の秩序を保持し、もってその運営を円滑にすることを目的として科されるものであり、その権能は上記の自律的な権能の一内容を構成する」

◆争点 3 地方議会議員の責務と出席停止の懲罰の効果。

⇒判旨

「普通地方公共団体の議会の議員は、……憲法上の住民自治の原則を具現化するため…議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負う」

「出席停止の懲罰……が科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。……その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない。」

◆争点 4 地方議会議員に対する出席停止の懲罰は司法審査の対象となるか。

⇒判旨

「出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができる…。

したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきである。」